

## 不正防止対策の基本方針と不正防止計画

西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）では、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日決定）を踏まえ、公的研究費の適正な取扱いに関する指針第5の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を策定する。

## 不正防止対策の基本方針

1. 運営管理体制における職務権限と責任を明確にし、不正防止体制を徹底する。
2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正を発生させる要因の把握、情報の発信・共有化の推進及びモニタリング体制の充実等を図り、常に不正防止計画の見直しをふくめた不正行為の未然防止に努める。
4. 構成員向け研修を徹底し、学内の意識改革を進め、不正が生じない組織風土を醸成する。
5. 競争的研究費等及び研究活動の適正な運営及び管理活動を行い、不正行為防止に努める。

## 不正防止計画

| 事 項                 | 不正の発生する要因等                                   | 不正防止に向けた取り組み   |
|---------------------|--|--|
| 運営管理体制の明確化          | 運営管理体制における責任の範囲・権限について、時間の経過により責任意識が低下する。    | 運営管理部門会議の実施及び体制をホームページで学内外に公表することで、各責任者に対し責任体制を徹底し、意識を図る。                |
| 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 | 公的研究費の適正な使用のための行動規範及び研究費使用ルール等に関する意識が不足している。 | 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとってわかりやすいルールを定め、周知するとともに、定期的にルールと運用の乖離がないか、チェックする。 |
| 不正使用等の防止に向けた具体的項目   | 物品等検収確認                                      | 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び協力業者に周知を図る。                                       |
|                     |  | 協力会社による納品した物品の持ち帰りや納品の検収時における納品物品の反復使用がないか、会計課による検収の確実な実施を徹底する。          |
|                     |  | 特殊役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の検収は、明確なルールを定めて行う。           |
|                     |  | 協力会社が検収を適正に受けていない場合等は、その実態に応じて取引停止等の適切な措置を講じる。                           |

| 事 項               | 不正の発生する要因等 | 不正防止に向けた取り組み   |  |
|-------------------|------------|--|--|
| 不正使用等の防止に向けた具体的項目 | 物品管理       | パソコン、テレビ、カメラなど容易に換金できる物品を購入し現金化する。<br>換金性の高い物品について適正な管理を行う。  |  |
|                   | 出張事実確認     | 出張報告が学会出席、資料収集などの簡便な記載で処理されている。旅費の精算が旅行終了後、長期間行われていない。諸手続がルーズとなれば、カラ出張が発生する温床となる。                  | 出張者が出張伺書を作成するにあたり、研究及び学会の詳細がわかるものを添付する。  |
|                   |            |  | 内部監査部門は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。<br>出張旅費の二重払いがないか、定期的に確認するとともに出張の事実確認は、明確なルールを定めて行う。 |
|                   | 謝金事実確認     | 出勤簿にある作業従事者や実施確認者の確認欄がパソコンで入力されるなど、作業従事者と確認者等の実施確認が確認できない。立替払いが行われている。実施確認が確認できないと、カラ謝金の発生する温床となる。 | 作業従事者は、研究者等の指示による作業終了の都度、出勤簿を管理する部署に赴き、出勤簿に作業終了の押印をする。                                 |
|                   |            |  | 内部監査部門は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。<br>謝金の作業確認は、マイナンバー書類を利用するなど、明確なルールを定めて行う。   |
|                   | 内部監査の実施    | 定期的・定例的な監査であれば、監査機能を果たせない。   | 内部監査部門は、監事及び会計監査人、不正防止計画推進部署と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画を毎回策定し、定期及び臨時に内部監査を実施する。   |
|                   |            |  | 内部監査部門は、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な措置を講じるよう求める。             |
|                   |            |  | 重点的なリスクアプローチ監査を実施する。   |

| 事 項            | 不正の発生する要因等   | 不正防止に向けた取り組み   |
|----------------|--|--|
| 研究費に係る相談等の取扱   | 研究者と事務職員の間で意思疎通が円滑でない等により、相談窓口の認識がなく誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。                 | 責任体系を明確化し、学内外に公表することで関係者の意識向上を図る。また、事務処理に関する職務権限やルールを明確化する。  |
| 不正使用等に係る告発等の取扱 | 広く学内外から通報（告発）を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。 | 不正使用等に係る告発等については、規則に基づき適正に取り扱う。  |
|                |  | 告発の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。   |
| 不正防止に関する意識の徹底  | 研究倫理講習会を実施し、全ての構成員が参加しているが、不正に関する意識が低い。                                    | 「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」に基づき、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、継続的な啓発活動を実施する。   |
|                |  | 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講を義務づけるとともに、理解度を把握しつつ、誓約書の提出を求める。  |
|                |  | 研究者を対象とした研究倫理講習会及びe-ラーニングを提供し、受講を義務づける。  |
| 不正防止計画の見直し     | 全学的観点から不正防止に向けた対応策が計画されているが、方法や知識が不足している。                                  | 監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。 |

## 啓発活動計画

| 実施時期・実施内容            | 対 象 者            |
|----------------------|------------------|
| 6月 公的研究費・運営管理部門会議 告知 | 運営管理部門           |
|                      |                  |
| 6月 学内 LAN 掲示・ポスター掲示  | 公的研究費に関わるすべての構成員 |
| 8月 科研費説明会にて 告知       | 科研費説明会に参加する構成員   |
| 10月 コンプライアンス教育研修会 告知 | 公的研究費に関わるすべての構成員 |